

# 動物愛護相談センター整備基本計画（第一次）

令和 6 年 3 月

東京都保健医療局

## 目 次

はじめに	1
第一章 基本方針	2
第二章 現在の動物愛護相談センターの業務等	3
1 現在の業務内容	3
(1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務	
(2) 動物の保護・収容と管理に係る業務	
(3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務	
(4) 動物に関する危機管理に係る業務	
2 施設の概況	5
第三章 近年の状況と施策推進上の課題	7
1 動物愛護・適正飼養について	7
2 動物の引取数・致死処分数を減らす取組について	8
3 動物取扱業者について	10
4 危機管理について	10
第四章 これからの動物愛護相談センターに必要な機能等	11
1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設	11
～動物愛護精神・適正飼養の普及～	
《重点1》 動物との共生のための普及啓発の推進	
《重点2》 幅広い啓発のための人材育成・協働	
2 新しい飼い主への架け橋となる施設	12
～適切な飼養管理・譲渡の推進～	
《重点3》 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理	
《重点4》 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大	
《重点5》 飼育困難となった場合の相談対応等の充実	
3 事業者等の指導・監督の拠点施設	13
～動物取扱業者の指導・監督の徹底～	
《重点6》 動物取扱業者の資質向上	
《重点7》 法令遵守徹底のための監視指導	
4 動物に関する危機管理対応の基幹施設	13
～災害時等における的確な危機管理～	
《重点8》 災害発生時における動物救護活動	
《重点9》 動物由来感染症等による危害の防止	
5 地域への貢献、交流等を促進する拠点施設	14
《重点10》 都民等の交流の場としての施設の活用	
第五章 今後の動物愛護相談センターの機能配置と整備の考え方	15
1 三施設全体の機能配置と整備類型	15
2 類型ごとの整備の考え方	16
3 今後の検討の進め方	19

## はじめに

動物愛護相談センター（以下「センター」という。）は、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、動物の飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い業務を実施しています。

センターは、現在、本所（世田谷区八幡山）、城南島出張所（大田区城南島）、多摩支所（日野市石田）の三施設からなっていますが、本所は業務棟が築 49 年、事務棟が築 33 年、城南島出張所は築 40 年、多摩支所は築 39 年を経過し、建物が老朽化している状況にあるため、センターが担うべき役割に照らして、業務を適切に実施できる環境を維持・確保するための検討が必要となっていました。

そのため、都は、平成 29 年 3 月に「動物愛護相談センター整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を整理するとともに、特に老朽化が進み、狭い本所は、早期に整備を行うこととし、城南島出張所及び多摩支所についても老朽化等の諸状況を考慮の上、在り方を検討していくこととしました。

一方、センターの整備を進めるに当たっては、都民から親しまれる身近な施設としていくことや、都内における用地確保の制約等も考慮し、三施設全体の在り方を検討する中で取組を具体化していく必要がありました。

また、都の動物愛護管理施策の基本的な方針等を定めた「東京都動物愛護管理推進計画」（令和 3 年 3 月改定）においては、センターは、都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすい施設としていくこととし、その機能を高め、求められる役割を果たしていく必要があるとしています。

令和 4 年 8 月に設置した「都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会」（以下「整備検討会」という。）においてはセンターの機能強化に向け、施設像及び機能について学識経験者や動物愛護団体等の関係者による検討を行い、令和 5 年 2 月に報告書を取りまとめました。

こうした経緯を踏まえ、このたび策定する動物愛護相談センター整備基本計画（第一次）では、基本構想の考え方を基に、動物愛護管理施策を取り巻く状況の変化や、整備検討会の意見等を踏まえ、三施設の在り方や必要な機能、整備の進め方等について改めて整理を行い、基本計画（第二次）において、具体的な整備候補地の条件に基づいた建築規模や設備の具体化を行っていくこととします。

## 第一章 基本方針

都の動物愛護管理施策の基本的な方針等を定めた「東京都動物愛護管理推進計画」では、施策展開の方向を次の4つに整理して取組を進めることとしています。

- ① 動物の適正飼養の啓発と徹底
- ② 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
- ③ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
- ④ 動物由来感染症・災害時への対応強化

基本構想では、施策展開の4つの方向性に沿って、これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性が示されており、センターは都の施策を推進する上での中核的な施設として、必要な機能を確保していく必要があります。

また、都の施策の更なる充実に向け、都民等との協働の促進等の観点からセンターの機能強化について検討を行った整備検討会の報告書（令和5年2月）においては、動物福祉に配慮した飼養管理を行うための環境の確保や、関係者との協働促進のための設備等の必要性が指摘されています。

こうしたことを踏まえ、センターの整備に当たっては、以下を基本方針としていきます。

- 1 動物愛護管理施策を推進するための必要な機能の確保  
（基本構想で示された必要な機能を確保し、動物愛護管理施策を推進していく）
- 2 動物福祉の観点に立った環境の整備  
（保護した動物の健康等に配慮した良好な飼養環境を整える）
- 3 都民や関係者との協働と理解の促進  
（多くの都民や関係者とともに学び、活動できる場を確保していく）

## 第二章 現在の動物愛護相談センターの業務等

### 1 現在の業務内容

センターは、動物愛護管理施策の中核を担う施設として、その専門性を生かし、様々な業務を行っています。

#### (1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務

動物愛護に係る啓発行事、小学校等での動物教室、適正飼養講習会の開催のほか、飼育等に関する相談・苦情対応、飼い主指導、飼い主のいない猫対策への支援等を行っています。

なお、飼い主に対する啓発や飼い主のいない猫対策等は、区市町村が住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、センターは技術的支援や助言等を行っています。

#### (2) 動物の保護・収容と管理に係る業務

##### ア 動物の保護収容

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び都条例に基づき、犬の捕獲・収容、負傷動物の収容・治療、飼い主又は拾得者からの犬猫の引取りを行っています。

なお、飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、飼養継続のための助言などの対応も行った上で、飼い主の健康上の理由などやむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしています。

負傷動物の収容・治療は、区部では主として城南島出張所で実施しています。

##### イ 動物の飼養管理

保護・収容した動物の飼養管理、咬傷犬の検診、収容動物情報の提供、飼い主への動物の返還、致死処分を行っています。

飼養管理に当たっては、感染症予防対策の徹底など、動物福祉と動物の健康面を考慮した飼養環境の整備に努めています。

致死処分は、苦痛を取り除く場合などやむを得ない場合に、動物にできる限り苦痛を与えない方法で行っています。

##### ウ 動物の譲渡

保護・収容した動物の譲渡は、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、また、譲渡前と譲渡時に講習会を実施し、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解いただいた上で行っています。

また、都の譲渡事業に協力する動物愛護団体等を登録譲渡団体として登録し、団体を通じて幅広く譲渡を行っています。

さらに、飼育が難しい離乳前子猫をボランティアと協力を得て育成・譲渡する取組

や、負傷動物の譲渡時に保護用具等を提供する取組を行っています。

譲渡の取組を広く都民に周知し、理解と協力を得ていくため、広報やPRイベントのほか、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信を行っています。

### (3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務

#### ア 動物取扱業者の監視指導

動物愛護管理法に基づく事業者登録、事前相談、施設の実地調査、動物取扱責任者研修会、苦情対応、立入検査・指導等を行っています。

登録時及び更新時には、施設への立入検査を行い、法令に定める施設基準等への適合を確認しています。

また、苦情や通報があった場合などにも、適宜、立入検査を実施し、動物愛護管理法に基づく基準の遵守状況等に問題が見られ、指導によっても改善が認められない場合は、法令に基づく処分等を行っています。

#### イ 特定動物に関する監視指導

特定動物（ライオン、ワニ、毒蛇など人に危害を及ぼすおそれのある動物）の飼養許可、立入検査・指導、動物逸走時の飼い主への指示、捕獲等の対応を行っています。

特定動物が逸走した際は、関係機関とも連携して対応しています。

#### ウ 畜舎等の衛生確保

化製場等に関する法律等に基づき、動物を飼養・収容する施設の許可事務や監視指導を行っています（特別区及び保健所設置市内は、各区市の権限となるため、多摩支所のみ業務）。

### (4) 動物に関する危機管理に係る業務

#### ア 災害対策

災害時には、東京都獣医師会等の関係団体と協働して動物救援本部を設置し、動物保護班及び動物医療班を編成して、被災動物の一時保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療等に携われるよう体制整備を行っています。

また、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、情報提供や体制整備を進める上での助言を行っています。

#### イ 動物由来感染症対策等

動物由来感染症に罹患した疑いのある動物の隔離、検査及び発生時に備えた訓練等を行っています。城南島出張所には、感染防止対策がとられた解剖室等を設置しています。

## ウ 調査研究

人への健康被害をもたらすおそれのある動物由来感染症等に関する調査研究、動物の取扱時の安全対策、施設管理の向上に関する調査研究等を行っています。

### 【三施設の業務実施体制（概略）】

業務内容		本所	城南島出張所	多摩支所	備考
動物愛護・適正飼養の推進に係る業務					
啓発行事、動物教室		○		○	
適正飼養講習会、飼育等の苦情・相談		○	○	○	
動物の保護・収容と管理に係る業務					
犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、返還		○	○	○	城南島は犬猫引取りを除く
動物の譲渡	個人譲渡	○		○	
	団体譲渡	○	○	○	
致死処分			○		負傷動物等は各所でも実施
動物取扱業者の監視指導に係る業務					
動物取扱業者の登録、取扱責任者研修会		○		○	取扱責任者研修会は本所
動物取扱業者の監視指導（苦情対応含む）		○	○	○	
特定動物に関する飼養許可、監視指導		○	○	○	飼養許可は本所・多摩支所
畜舎等の衛生確保				○	区・保健所設置市以外
動物に関する危機管理に係る業務					
災害対策		○	○	○	
動物由来感染症対策（狂犬病発生時等）			○		

## 2 施設の概況

### （1）本所

所在地：世田谷区八幡山 2-9-11 京王線八幡山駅から徒歩 25 分  
敷地面積：1,024 m<sup>2</sup> 建物延床面積：829 m<sup>2</sup>（小数点以下切捨、以下同じ）  
業務棟（昭和 49 年竣工）、事務棟（平成 2 年竣工）  
主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、ふれあい広場（33 m<sup>2</sup>）

### （2）城南島出張所

所在地：大田区城南島 3-2-1 JR大森駅から路線バス 30~40 分  
敷地面積：4,000 m<sup>2</sup> 建物延床面積：1,765 m<sup>2</sup>  
業務棟（昭和 58 年竣工）、事務棟（昭和 58 年竣工）  
主な設備：負傷犬舎、手術室、解剖室、検査室、致死処分機

### (3) 多摩支所

所在地：日野市石田 1-192-33 多摩都市モノレール万願寺駅から徒歩 20 分

敷地面積：2,810 m<sup>2</sup> 建物延床面積：865 m<sup>2</sup>

業務棟（昭和 59 年竣工）、事務棟（昭和 59 年竣工）

主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、医務室、相談室、ふれあい猫ルーム、  
ふれあい広場（240 m<sup>2</sup>）



### 第三章 近年の状況と施策推進上の課題

動物愛護管理施策を取り巻く近年の状況は、課題が複雑化・多様化しており、実効ある対策をとるためには区市町村や福祉部門、警察等の様々な関係者との協働が必要となっています。

#### 1 動物愛護・適正飼養について

都内の狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は約 54 万頭（令和 4 年度）であり、平成 29 年度に実施した飼育実態調査による飼育猫の個体数は約 107 万頭、飼い主のいない猫の個体数は約 10 万頭と推計されています。

飼い主のマナーの欠如等は近隣住民からの苦情や咬傷事故にも繋がり、区市町村と連携した飼い主への啓発や、教育機関との協力による子供への啓発などの取組も必要です。また、多頭飼育が管理できなくなる事例では福祉部門と連携した対応が必要となることがあります。動物の遺棄・虐待事件については警察との情報共有等が必要となります。

【動物愛護相談センター各施設における苦情受理件数】 (単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
本所	473	448	366	287	231
城南島出張所	27	20	0	0	10
多摩支所	838	1,087	1,365	958	809

【動物愛護相談センター各施設における動物による事故届出件数】 (単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
本所	0	2	1	3	4
城南島出張所	2	0	0	0	1
多摩支所	113	120	117	102	120

注) 飼い主が分かっている場合の苦情、犬による事故届出は、区部では、主に各区が対応しているため、本所と城南島出張所での対応は、ほとんどが飼い主不明の動物の事例

## 2 動物の引取数・致死処分数を減らす取組について

多くの飼い主に終生飼養の考え方が浸透し、また、飼い主のいない猫対策が進んできたことなどにより、直近の10年間（平成25年度から令和4年度まで）で、センターの引取数は4分1以下に、致死処分数は7分の1以下に減少しています。

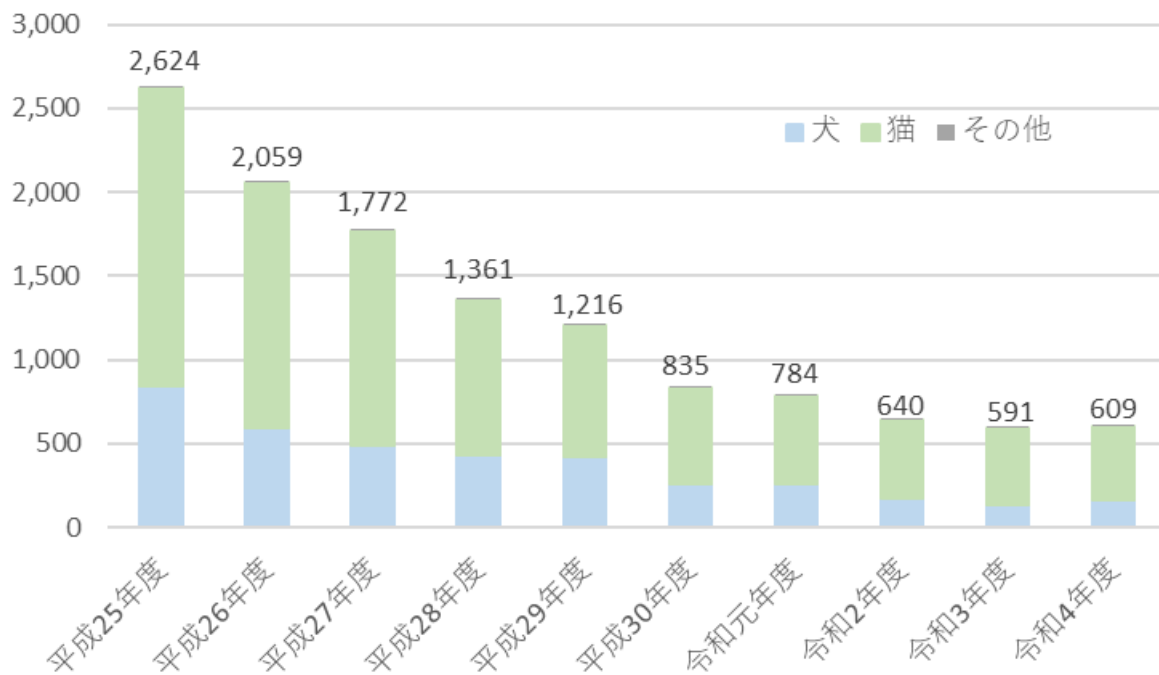
また、収容後に回復に至らなかった場合や、苦痛を取り除くためなど、やむを得ず実施する措置の場合を除いた「殺処分数」は、犬は平成28年度、猫は平成30年度にゼロを達成し、現在も継続しています。

さらに、保護した動物を新たな飼い主に譲渡する取組は、都の施策に協力いただいている登録譲渡団体との協働により多くの成果を得ることができており、ボランティア団体等との協力をより拡充していくことが重要です。

今後も殺処分ゼロを継続し、更に致死処分数もより減少させるためには、保護・収容した動物を譲渡に適した健康状態で飼養し、新たな飼い主に結びつける取組を一層強化していく必要があります。

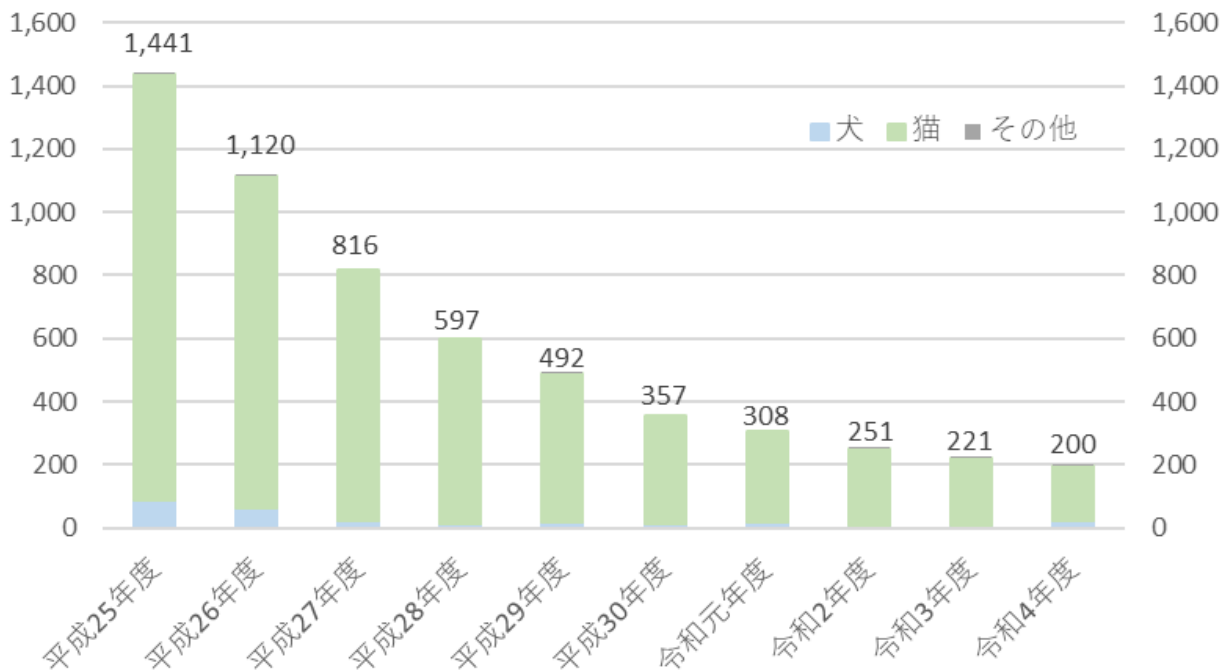
【都内における動物の引取・収容頭数の推移】

（単位：頭）



【都内における動物の致死処分数の推移】

(単位：頭)



【令和4年度致死処分数の内訳】

(単位：頭)

	犬	猫	その他* <sup>2</sup>	合計
① 動物福祉等 * <sup>1</sup> の観点から行ったもの	22	82	0	104
② 引取り・収容後死亡したもの	3	91	2	96
③ その他の致死処分(殺処分)	0	0	0	0
合計	25	173	2	200

\* 1 動物福祉等：苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難

\* 2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる（負傷動物として収容したもの）

動物の致死処分数の内訳：

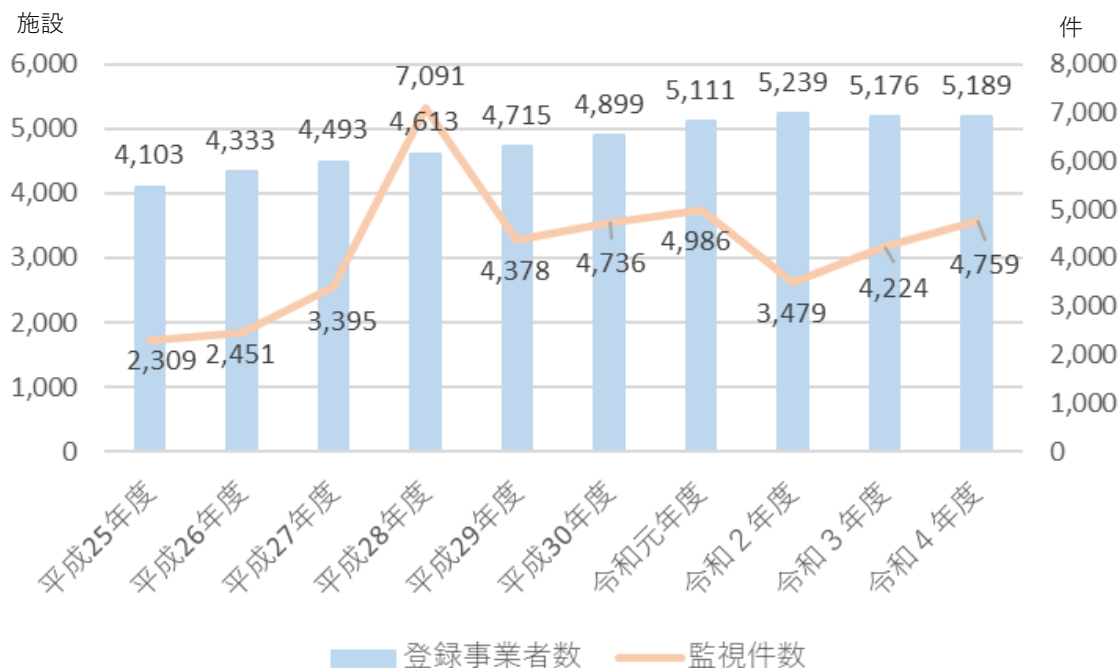
都においては、致死処分を①「苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの」、②「引取り・収容後死亡したもの」、③「①②以外の致死処分」の三つに分類しています。そのうち、③を「殺処分」と表現しています。

現在、センターが動物を引き取る理由では、飼い主の高齢化や病気が大きな割合を占めており、こうした状況に対応し、区市町村やボランティア団体等とも連携して、飼育の継続や新たな飼い主探しのための助言、相談対応等の支援を進めていくことも必要です。

### 3 動物取扱業者について

都内の第一種動物取扱業者数は令和2年度まで年々増加し、それ以降令和4年度までは約5,200施設で推移しています。

【都内における第一種動物取扱業者数の推移】



事業者に対する監視指導は、令和元年の動物愛護管理法改正による、第一種動物取扱業の遵守基準の具体化やマイクロチップの装着・登録の義務化といった規制強化に伴い、これまで以上に効率的な実施体制の整備が必要です。また、不適切な飼養・保管を行う事業者に対しては、迅速に対応し、重点的、継続的な監視指導を行える体制が必要です。

### 4 危機管理について

東日本大震災や熊本地震、令和元年の台風19号による風水害、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、災害発生時における飼い主と動物との同行避難を含めた動物救護体制の重要性が改めて指摘されています。

都内での災害発生時には、センターが東京都獣医師会等の関係団体と連携して、迅速に対応することとともに、避難所を設置する区市町村の取組への支援を強化することが求められています。

動物との接触等を通じて人に感染する動物由来感染症は数多く知られていますが、中でも狂犬病は発症するとほぼ死に至る危険性の高いものです。令和2年にはフィリピンで犬に噛まれ、入国後発症し死亡した事例が発生しています。国内では数十年にわたり犬の発生数はゼロとなっていますが、平成25年に台湾で狂犬病に罹患したイタチアナグマと犬が確認されており、ポータレス化の進展による狂犬病の国内への侵入も懸念されます。

## 第四章 これからの動物愛護相談センターに必要な機能等

これまで見てきたように動物愛護管理施策をめぐる課題は多様なものがあり、センターは、施策の中核を担う施設として、基本構想に掲げる役割を果たしていくための機能を備えるとともに、今日的な課題に効果的に対応していくため、その機能を強化し、都民や関係者と協力して課題に対応していく必要があります。

こうした観点から、整備検討会における検討内容も踏まえて、以下のとおり、センターに必要とされる機能と整備の方向性を示します。

### 1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設 ～動物愛護精神・適正飼養の普及～

センターは、動物に関する専門的知識や啓発のための手法、経験を有し、その専門性を生かして、動物の特徴や習性等に関する理解の促進、動物愛護精神の涵養、適正飼養の助言・指導を行うとともに、区市町村や動物愛護団体等の多くの関係者と連携した取組をさらに拡大し、より効果的に展開していきます。このため、センターを人々が集い、共に学び、活動する場を創出する施設としていきます。

#### 《重点1》 動物との共生のための普及啓発の推進

- 動物との適切な接し方を学ぶことは、動物愛護精神の涵養はもとより、動物との接触による咬傷事故や感染症の防止、また、動物虐待等の防止のためにも重要です。
- センターは、その専門性を最大限に生かしながら、都民に積極的に働きかけ、講習会などによる動物の飼い方等を学べる機会を充実させるほか、動物を飼っていない人も参加できるイベントの開催等により、より親しみやすい身近な施設として、誰もが気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。
- 動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる開かれた環境を整えていきます。
- 施設外でも、都民が参加しやすい行事の開催、子供の発達段階に合わせた動物教室の実施など、より効果的な普及啓発を進めていきます。

#### 《重点2》 幅広い啓発のための人材育成・協働

- 様々な方を対象として、幅広く効果的に啓発活動を進めていくには、区市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア、獣医系大学等多くの関係者がお互いの得意分野を生かしながら取組を進めていくことが効果的です。
- センターを、関係者が集い協働するための共通の場（プラットフォーム）とするため、関係者間の情報共有や意見交換、ミーティング、研修等を行う設備を確保していきます。
- センター職員の資質向上を図るとともに、区市町村や動物愛護推進員など関係者が共通で使用できる啓発資材の作成や、地域で普及啓発等に取り組む人材の育成を図るなど、より多くの関係者と協働していくための基盤づくりを強化していきます。

## 2 新しい飼い主への架け橋となる施設 ～適切な飼養管理・譲渡の推進～

動物の殺処分ゼロを継続し動物の譲渡を更に拡大して行くため、動物福祉に配慮した飼養環境の充実や情報発信の強化など取組の充実を図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協力関係を更に強化し、都民の理解と協力の輪を広げ、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めていきます。

また、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進め、引取数の更なる減少を図っていきます。

### 《重点3》 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

- 保護・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実することが重要です。
- 動物を個体ごとに適切に管理することを基本とし、動物のストレスに配慮した種別ごとの飼養や、新たに収容された動物からの感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実していきます。
- 譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、その間の健康状態を保持できるよう運動設備等を確保していきます。
- 獣医系大学等と協働し、最新の知見を活用した動物の治療やトレーニング等の導入について検討していきます。

### 《重点4》 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

- 譲渡をこれまで以上に拡大するには、譲渡という取組を知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信し、出会いの機会を増やすことが重要です。
- PR行事や各種広報媒体、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」などを通じて、保護・収容した動物や譲渡活動の情報、譲渡後のペットの飼養に役立つ情報を広く発信していきます。
- 登録譲渡団体との相互の情報発信や、合同譲渡会などの取組を強化するとともに、センターの設備を利用して譲渡活動や人材育成等を行えるような施設整備を検討していきます。
- 地域への貢献や交流等の促進に向け、多目的ホール等の設置も検討していきます。

### 《重点5》 飼育困難となった場合の相談対応等の充実

- 病気で飼育が困難となった場合、センターで引取りを行うよりも、信頼できる新たな飼い主を見つけ、飼養を引き継ぐことが動物にとって望ましいことです。
- センターでは、相談しやすい環境を整え、その機能の充実を図るとともに、関係者とも協力して新たな飼い主探しを支援する仕組みづくりを進めていきます。
- 住民に身近な区市町村がこうした相談に的確に対応できるよう、技術的・専門的な助言を行うとともに、動物愛護推進員と連携した取組を推進できるよう支援していきます。

- 多頭飼育が管理できなくなる事例も散見されていることから、多数の動物をやむを得ず緊急的に収容することも想定して施設整備を検討していきます。

### 3 事業者等の指導・監督の拠点施設 ～動物取扱業者の指導・監督の徹底～

ペットショップなど動物取扱業者の事業活動は多くの都民の生活と関わっています。

令和元年の法改正により、動物取扱業の遵守基準の具体化やマイクロチップの装着・登録の義務化など規制強化が行われました。事業者の監視指導を担うセンターは、その活動を適正なものとするため、効率的・重点的な監視指導を行っていきます。

#### 《重点6》 動物取扱業者の資質向上

- 事業者は、法令等の規定を遵守し、適正な事業活動を行う責任があり、事業者自らが適正な活動を維持できるよう、その資質向上を図っていくことが重要です。
- 事業者の理解を促進するため、動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう、プログラムや研修等のための設備を充実していきます。
- 自主点検記録票等のツールを活用した取組の普及などにより、事業者の自主的な取組を支援していきます。

#### 《重点7》 法令遵守徹底のための監視指導

- 事業者による法令遵守を徹底するためには、必要に応じて法令等に基づく厳格な指導等を行うことも必要です。
- 問題のある事業者に対する重点的な指導等が必要であることを踏まえ、より効率的な実施に向け、事業者の評価に応じた監視やデジタル技術の活用を進めていきます。
- 事業者に対する監視指導は、集中的、継続的な対応が必要となる場合があるため、東京の地理的特性や事業者の分布、利便性等も考慮して機能配置を検討していきます。
- 特定動物の飼養許可、畜舎等の衛生確保も、都民の安全確保や生活環境の保全、各施設の適切な管理運営を図るため、関係法令に従い適切に業務を実施していきます。

### 4 動物に関する危機管理対応の基幹施設 ～災害時等における的確な危機管理～

災害時の動物救護体制や同行避難体制の整備の重要性は、能登半島地震においても改めて指摘されており、災害時に動物救護活動の拠点となるセンターは、動物の救護、避難所の設置主体となる区市町村等への支援、被災動物等の一時収容等の体制を確保していきます。

また、狂犬病をはじめとする動物由来感染症による危害発生の防止のため、海外を含めて発生状況を注意深く監視し、発生時には動物の捕獲等の措置を迅速に実施する体制を確保するなど、都民の安全を守る危機管理対応を行っていきます。

### 《重点8》 災害発生時における動物救護活動

- 災害時には、都民への危害防止や動物愛護の観点から、放し飼い状態となった動物や負傷動物を迅速に保護するとともに、避難所等で動物を適切に飼養管理することが重要です。
- センターは、救援本部の設置、関係機関との連絡体制の確保、被災動物の救護活動及び区市町村の支援などに速やかに取りかけられるよう、平時から防災訓練などを実施していきます。
- 被災動物の一時収容は、センター各所で対応可能な範囲を想定し、スペース確保やケージなどの備蓄等を進めるとともに、対応能力を超えた場合の次善策についてもあらかじめ検討していきます。また、被災リスクを分散することも考慮し、各所の機能配置を検討していきます。

### 《重点9》 動物由来感染症等による危害の防止

- 動物由来感染症等による危害発生を防止することは、都民の安全を守る上で重要です。
- センターは、平時から動物由来感染症に関する調査研究や情報収集を行うとともに、発生時に迅速な動物等の捕獲、地域住民の安全確保が行えるよう、訓練等も含めた準備を行っていきます。
- 感染防止対策がとられた解剖室等の設備を有する城南島出張所を活用し、動物由来感染症に対応する体制を確保していきます。

## 5 地域への貢献、交流等を促進する拠点施設

センターは、動物を取り扱うという特性をもった施設であり、整備に当たっては周辺環境にも十分に配慮し、地域に受け入れられる施設となることが求められます。センターを都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設として整備するためには、地域に貢献し、都民や関係者等との交流等を促進する施設とすることが重要となってきます。こうした視点に立って、センターの施設設備の内容を検討していきます。

### 《重点10》 都民等の交流の場としての施設の活用

- 譲渡対象の動物とのふれあいルームを設置し、家庭における適正な飼養環境整備の普及啓発のためのモデルルームとしても活用することを検討します。
- 多目的スペースの設置や動物の運動施設の地域開放、ボランティア等と共同で行うイベントの開催等を検討していきます。



## 第五章 今後の動物愛護相談センターの機能配置と整備の考え方

### 1 三施設全体の機能配置と整備類型

基本構想では、三施設の中で特に老朽化が進み、狭あいな本所は早期に整備し、城南島出張所及び多摩支所についても老朽化等の状況や飼育等に関する相談・苦情件数、動物の引取・収容数、事業者数、監視指導件数等の諸条件を考慮の上、在り方を検討することとしていました。

一方で、各施設の具体的な整備を検討するに当たっては、整備用地の諸条件に照らして、その規模や必要諸室、整備方法等を考えていくこととなります。

センターは動物を取り扱うという特性をもった施設であり、また、センターに求められる様々な役割を果たす上で、適切な飼養環境を保つための広さをもった敷地の確保や、利用者の利便性、監視指導の効率性等を考慮した場合の立地なども併せて検討することが必要となります。

これらのことを考慮しながら整備用地の検討を行っていく場合、実際に候補地となる敷地の条件は様々なものとなることが考えられることから、整備の在り方についても三施設全体の機能配置を幾つかのパターンに整理して、準備を行っておくことが必要と考えられます。

以上のことを踏まえ、本所の整備、機能強化に焦点を当てながら三施設の機能配置について、以下の3つの類型に分類して、整備の進め方について検討していくこととします。

- 類型Ⅰ 本所の移転整備
- 類型Ⅱ サテライト施設<sup>(\*)</sup>の設置
- 類型Ⅲ 現地整備（一部機能再編）

(\*) サテライト施設：センター各施設の機能の一部のみを担う施設

なお、センター整備に当たっての法令上の制限については、施設を整備する敷地の所在地によって異なり、都市計画情報（用途地域・各種制限・日影規制等）、都条例、区市条例等を考慮する必要があります。具体的な法令としては、都市計画法、建築基準法、消防法、土壤汚染対策法、東京都建築安全条例、東京都駐車場条例等のほか、各区市の街づくりや景観、緑化に関する条例等が挙げられます。

《整備類型イメージ》

	本所	城南島出張所	多摩支所	
類型Ⅰ (本所移転型)	移転整備	現地整備	現地整備	
類型Ⅱ (サテライト設置型)	現地整備	現地整備	現地整備	サテライト設置
類型Ⅲ (現地整備型) ※	現地整備	現地整備	現地整備	

※ 類型Ⅲにおいても、三施設の機能再編について検討する。

## 2 類型ごとの整備の考え方

### 《類型Ⅰ（本所移転型）》

本所を移転し、特別区内で行う普及啓発や保護動物の飼養管理、動物譲渡、事業者の監視指導の機能を集約します。城南島出張所は、主に動物由来感染症発生時の危機管理機能を担う施設として整備します。多摩支所は、多摩地域の動物愛護管理施策を担う拠点として整備します。

本所の移転整備に当たっては、動物の飼養管理が可能な広さがあり、畜舎の設置が可能な立地であって、機能拡充のための施設拡張が可能な敷地の確保が必要となります。

また、交通アクセスなど利便性のよい立地条件であることが求められます。

(本所)

- 利便性がよく、都民や関係者により親しみやすい身近な施設として、誰もが気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。
- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室、動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- これまでの収容実績を踏まえるとともに、緊急的な多頭収容の発生も考慮して飼養施設を確保します。また、近隣の生活環境にも配慮して十分な鳴き声・臭気対策を行います。
- ボランティアとの合同譲渡会の開催や関係者の交流促進などに向け、多目的スペースの設置を検討していきます。また、保護した動物の運動施設を地域へ開放するなど、地域に貢献できる運用を検討していきます。
- 動物取扱業等の指導・監督の拠点施設とし、効率的・重点的な監視指導を実施するため、特別区内の動物取扱業等の監視指導を本所に集約することを検討していきます。

- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(城南島出張所)

- 城南島出張所については、動物由来感染症対策等を推進する拠点として整備します。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(多摩支所)

- 多摩支所については、多摩地域の動物愛護管理施策を推進する拠点として現地整備を実施します。
- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室、動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- これまでの収容実績を踏まえるとともに、緊急的な多頭収容の発生も考慮して飼養施設を確保します。また、近隣の生活環境にも配慮して十分な鳴き声・臭気対策を行います。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

#### 《類型Ⅱ（サテライト設置型）》

普及啓発や動物譲渡等の機能を拡充するため、本所や城南島出張所におけるこれらの機能を担うサテライト施設を新設します。

本所は、動物の飼養管理を中心に行う施設として整備し、城南島出張所は、主に動物由来感染症発生時の危機管理機能を担う施設として整備します。多摩支所は、多摩地域の動物愛護管理施策を担う拠点として整備します。

サテライト施設の設置に当たっては、この施設が担う機能を考慮し、交通アクセスなど利便性のよい立地条件であるとともに、建蔽率、容積率も考慮して必要諸室を確保できる一定程度の広さがあることが求められます。

(サテライト施設)

- サテライト施設は、利便性がよく、都民や関係者により親しみやすい身近な施設として、誰もが気軽に来所できる開かれた施設として整備していきます。
- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室の整備を検討していきます。
- ボランティアとの合同譲渡会の開催や関係者の交流促進などに向け、多目的スペースの設置を検討していきます。
- 動物取扱業等の指導・監督の拠点施設とし、効率的・重点的な監視指導を実施するため、特別区内の動物取扱業等の監視指導をサテライト施設に集約します。

(本所)

- 動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・

トレーニングの導入を検討していきます。

- これまでの収容実績を踏まえるとともに、緊急的な多頭収容の発生も考慮して飼養施設を確保します。また、近隣の生活環境にも配慮して十分な鳴き声・臭気対策を行います。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(城南島出張所)

- 城南島出張所については、動物由来感染症対策等を推進する拠点として整備します。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(多摩支所)

- 多摩支所については、多摩地域の動物愛護管理施策を推進する拠点として整備します。
- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室、動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- これまでの収容実績を踏まえるとともに、緊急的な多頭収容の発生も考慮して飼養施設を確保します。また、近隣の生活環境にも配慮して十分な鳴き声・臭気対策を行います。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

#### 《類型Ⅲ（現地整備型）》

本所、城南島出張所及び多摩支所を現地にて整備します。

三施設全体としての機能拡充を図るため、現在の機能配置を再編し、現地の建蔽率、容積率その他の制限の範囲内で可能な施設拡張等を行います。

(本所)

- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室、動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- ボランティアとの合同譲渡会の開催や関係者の交流促進などに向け、多目的スペースの設置を検討していきます。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(城南島出張所)

- 城南島出張所については、動物由来感染症対策等を推進する拠点として整備します。
- 動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

(多摩支所)

- 多摩支所については、多摩地域の動物愛護管理施策を推進する拠点として整備します。
- 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設としての必要な諸室、動物福祉に配慮した飼養環境、獣医系大学等との連携による最新の知見を活用した治療・トレーニングの導入を検討していきます。
- これまでの本所・多摩支所の収容実績を踏まえるとともに、緊急的な多頭収容の発生も考慮して飼養施設を確保します。また、近隣の生活環境にも配慮して十分な鳴き声・臭気対策を行います。
- 災害発生時の被災動物の保護等に必要な設備や機能配置等を検討していきます。

### 3 今後の検討の進め方

今後、センターの具体的な整備候補地の検討を進めるとともに、併せて当該候補地を活用した場合の整備方針（適用する類型）を検討し、新たに整備する施設の建築規模や、建築・構造・設備に係る計画等を基本計画（第二次）中で示していきます。